

上郡町

地域福祉計画



令和8年3月 上郡町

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 地域福祉の基本的な考え方	2
3. 計画策定の視点	3
4. 重層的支援体制整備事業について	5
5. 成年後見制度について	6
6. 再犯防止の取組について	7
7. 計画の位置づけと期間	8
第2章 上郡町の現状と課題	10
1. 統計から見る上郡町の状況	10
2. 関係団体調査から見る課題	16
3. 福祉関連計画から見る課題	17
4. 本計画で取り組むべき主な課題	18
第3章 計画の理念と体系	19
1. 計画の基本理念	19
2. 計画の基本目標	20
3. 施策体系	21
第4章 施策の展開	22
基本目標1 助け合い・支え合いで心豊かなまちづくり	22
1-1 地域福祉の意識向上	22
1-2 地域福祉の担い手の育成	23
1-3 関係機関・団体との連携強化	24
基本目標2 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり	25
2-1 相談支援体制の推進	25
2-2 情報提供の推進	26
2-3 福祉サービス提供体制の確保	27
2-4 誰もが住みやすい環境づくり	28
2-5 生涯にわたる健康づくり	29
基本目標3 思いやりによる安全・安心のまちづくり	30
3-1 緊急・災害時の支援体制づくり	30
3-2 権利擁護の推進	31
3-3 安全・安心な地域づくり	32
3-4 様々な困難を抱える人への支援	33
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	34
1. 重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨	34
2. 上郡町まると総合相談事業（重層的支援体制整備事業）について	34

第6章 成年後見制度利用促進基本計画	37
1. 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨	37
2. 成年後見制度の現状	37
3. 成年後見制度の利用促進	38
第7章 再犯防止推進計画	40
1. 再犯防止推進計画の趣旨	40
2. 再犯防止に関する取組について	40
第8章 計画の推進に向けて	43
1. 計画の推進	43
2. 計画の評価	43
資料編	44
1. 上郡町地域福祉ネットワーク会議設置要綱	44
2. 上郡町地域福祉ネットワーク会議 委員名簿	46
3. 策定の経緯	47
4. 用語の解説	48

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

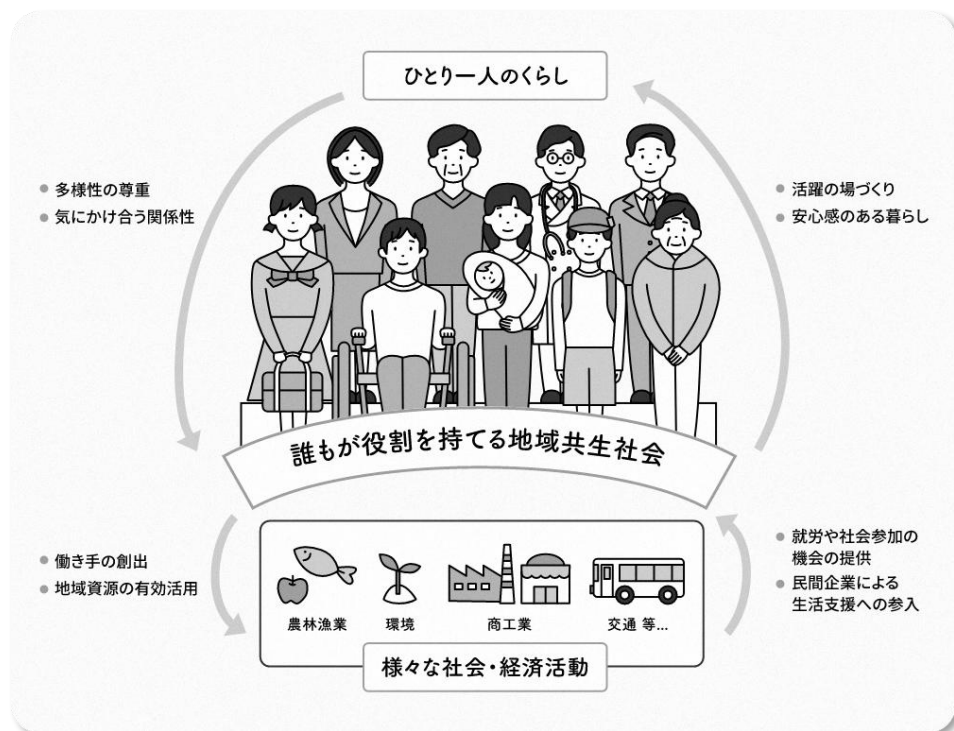
社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働^(※)して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

本町では、国が目指す方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いにより生活の質を高め、全ての人が安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めていきます。

◆「地域共生社会」とは◆

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省ホームページ

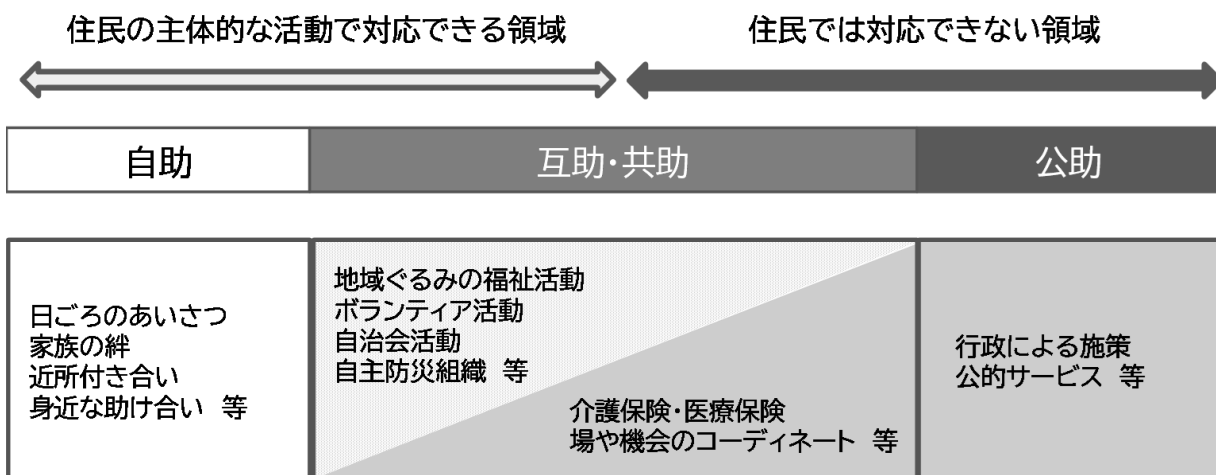
2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

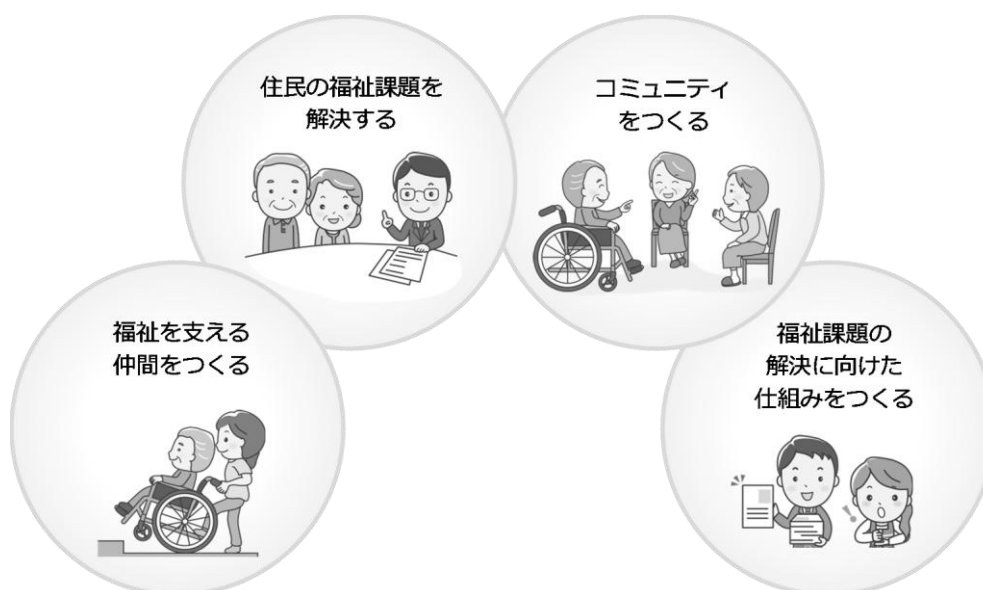
課題を解決するため、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、全ての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》



《地域福祉の取組（イメージ）》



3. 計画策定の視点

国では地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
●世帯の複合課題 ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・家事や家族の世話を日常的に行うこども（いわゆる「ヤングケアラー」） ●制度の狭間にある課題 ・制度の対象外、基準外、様々なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障がい者手帳を持っていない発達障がい等の人等） ●社会的孤独・孤立 ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難等 ●地域の福祉力の脆弱化 ・少子高齢化や人口減少の進行等による地域課題を解決していく力の脆弱化 ●新たな地域福祉課題 ・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等

これらを踏まえ、平成30年の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画を福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

（社会福祉法第107条に基づく）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

これらの事項により、分野横断的な支援やサービスの展開と、属性や年齢に関わらず受け止める包括的な相談支援体制の構築が求められます。

また、社会福祉法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等と排他的に接するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社会福祉協議会及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネット^(※)の充実

生活困窮者やひきこもり^(※)状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員^(※)等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 包括的な支援体制の整備

複雑化・複合化する地域生活課題に対して、それらを解決するための支援を重層的・総合的に提供する体制づくりを行います。これにより、困りごとを抱える人たちが制度に合わせるのではなく、一人ひとりの困りごとや状況にあわせた支援を受けられるように取り組みます。

4. 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ^(※)等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本町においては「重層的支援体制整備事業」を令和8年度から実施します。このため、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

【重層的支援体制整備事業における各事業の概要】

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

出典：厚生労働省ホームページ

5. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

認知症の人、知的障がいのある人、精神障がいのある人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や親族以外の第三者（法律・福祉の専門職、福祉関係の公益法人等）が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があります。成年後見制度の利用を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとします。

なお、成年後見制度利用促進基本計画で設置が求められている権利擁護^(※)支援の地域連携ネットワークにおいて、取り組むべき事項は次のとおりです。

権利擁護支援を図る場面	取り組む事項
成年後見制度の利用前	・ 町役場及び上郡町社会福祉協議会が行う相談支援や、地域包括支援センター^(※)、障がい者相談支援事業者等との連携を中心とした支援を受け止めるためのネットワーク構築 ・ 西播磨成年後見支援センターを中心に行う、権利擁護に関する制度・相談窓口等の周知・広報・利用支援 ・ 必要な見守り体制やほかの支援へのつなぎ
成年後見制度の申立ての準備から後見人の選任まで	・ 成年後見町長申立てを含めた制度の利用支援 ・ 司法や福祉の専門職をはじめとする支援者チームでの支援の構築
成年後見制度の利用開始後の場面	・ 成年後見人等への報酬助成 ・ 利用者が尊厳のある生活を過ごせるよう、継続した支援を通じた支援者ネットワーク構築や調整

6. 再犯防止の取組について

(1) 再犯防止の取組とは

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や厳しい生育環境等、生きづらさや困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした人等に対して再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を行う必要があります。

本町における様々な取組や事業に犯罪をした人等の社会復帰を促進するという視点を反映させることで、地域住民とともにより安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取組の意義と言えます。

(2) 再犯防止推進計画について

再犯防止推進計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があります。地域福祉計画における既存の各支援施策との関連性が高いため、今回の計画策定に際し、包含して策定することとします。

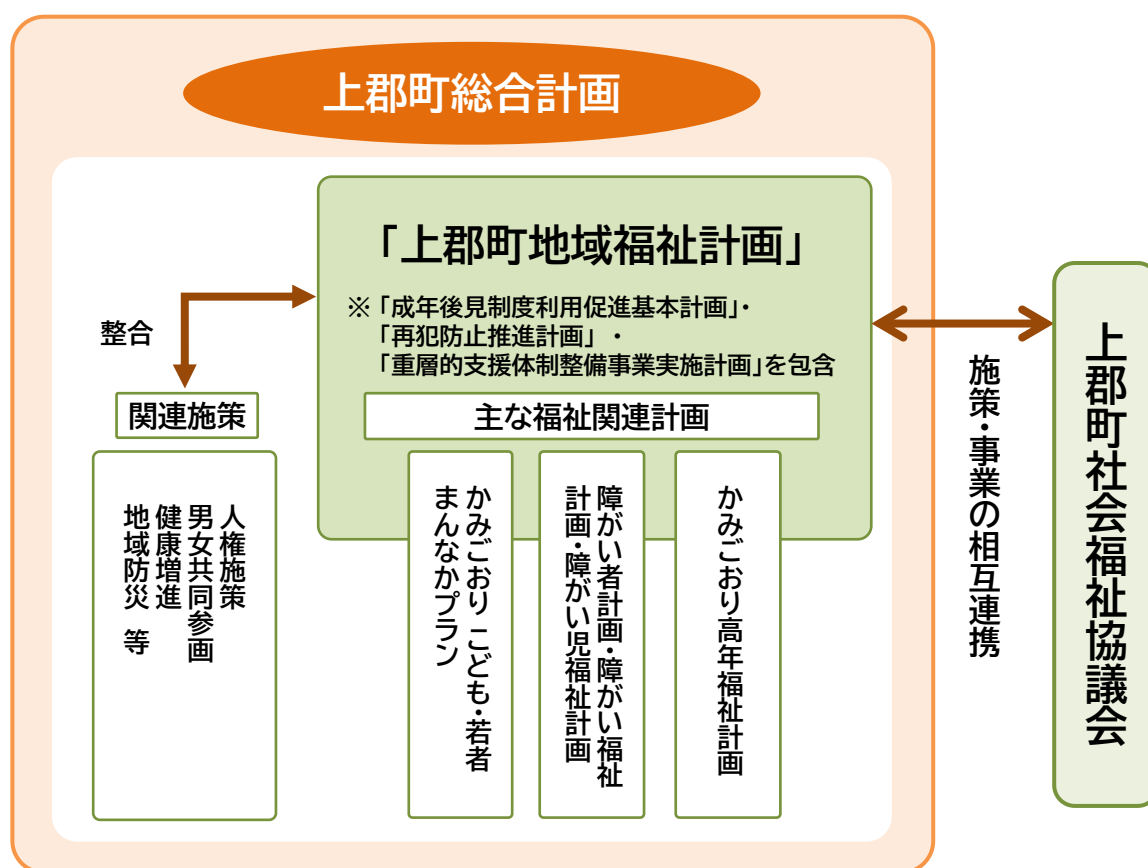
再犯防止推進計画に基づき、関係課及び関係機関と連携を図り、対象者の生活基盤の確立等に向けた既存の福祉・保健サービス等の支援施策の有効利用と、更生保護活動の周知等を目指します。また、保護観察所や更生保護団体、刑期を終えた出所者等から相談があれば、それぞれのケースに合った既存の支援施策に速やかにつなげるとともに、国や県の動向に注視し、支援施策の拡充を図ります。

7. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、最上位計画である総合計画が目指す将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、こども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

◆計画の期間◆

和暦(年度)	令和8	令和9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13
西暦(年度)	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上郡町 地域福祉計画	PDCA	PDCA	PDCA	PDCA	PDCA	次期 計画
	本計画の運用					

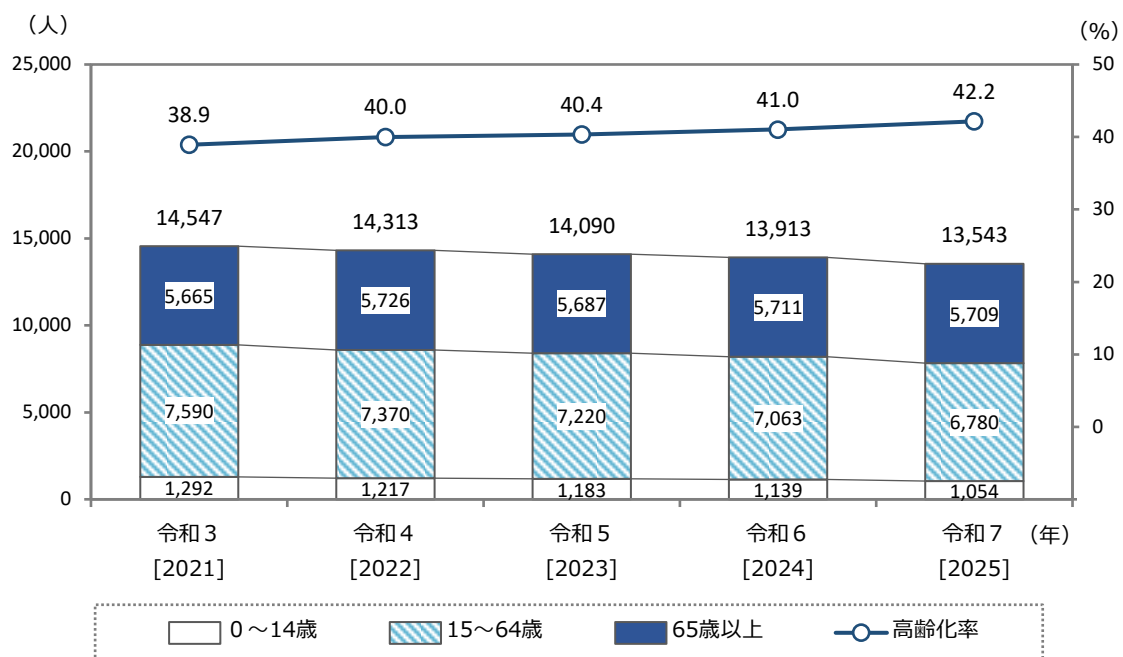
第2章 上郡町の現状と課題

1. 統計から見る上郡町の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少で推移しており、令和7年1月1日時点で13,543人、高齢化率は42.2%となっています。

■人口の推移



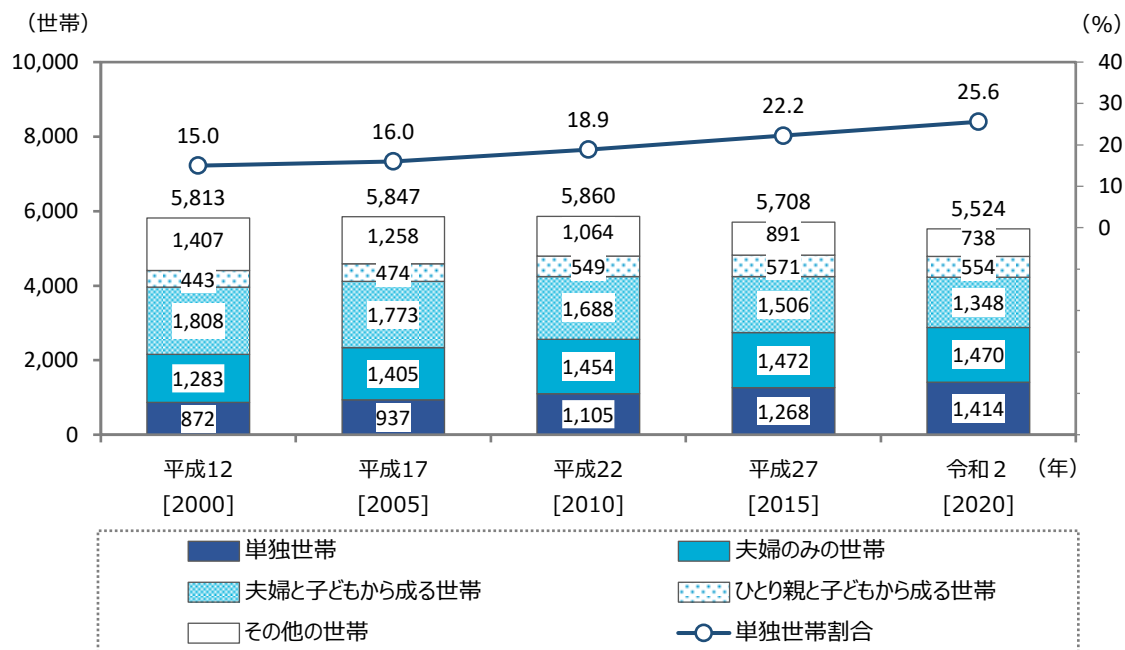
資料：住民基本台帳（総務省）※各年1月1日現在

(2) 世帯の状況

本町の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯数）は減少で推移していますが、単独世帯の増加が顕著であり、一般世帯数に占める単独世帯の割合は令和2年で25.6%となっています。

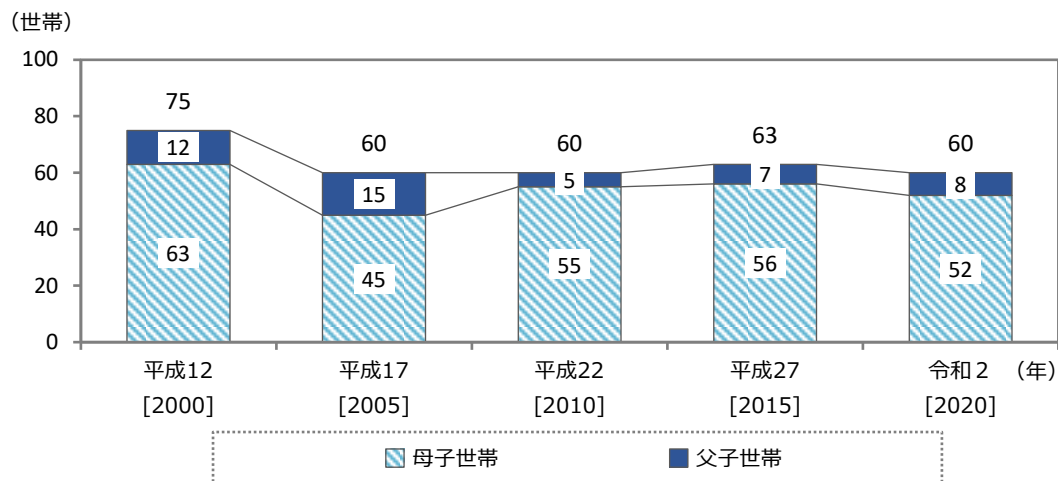
また、いわゆる「ひとり親世帯」（20歳未満のこどもがいる父子・母子世帯）は、平成17年以降は概ね横ばいで推移しています。

■家族類型別一般世帯数の推移



資料：国勢調査（総務省）

■父子・母子世帯の推移

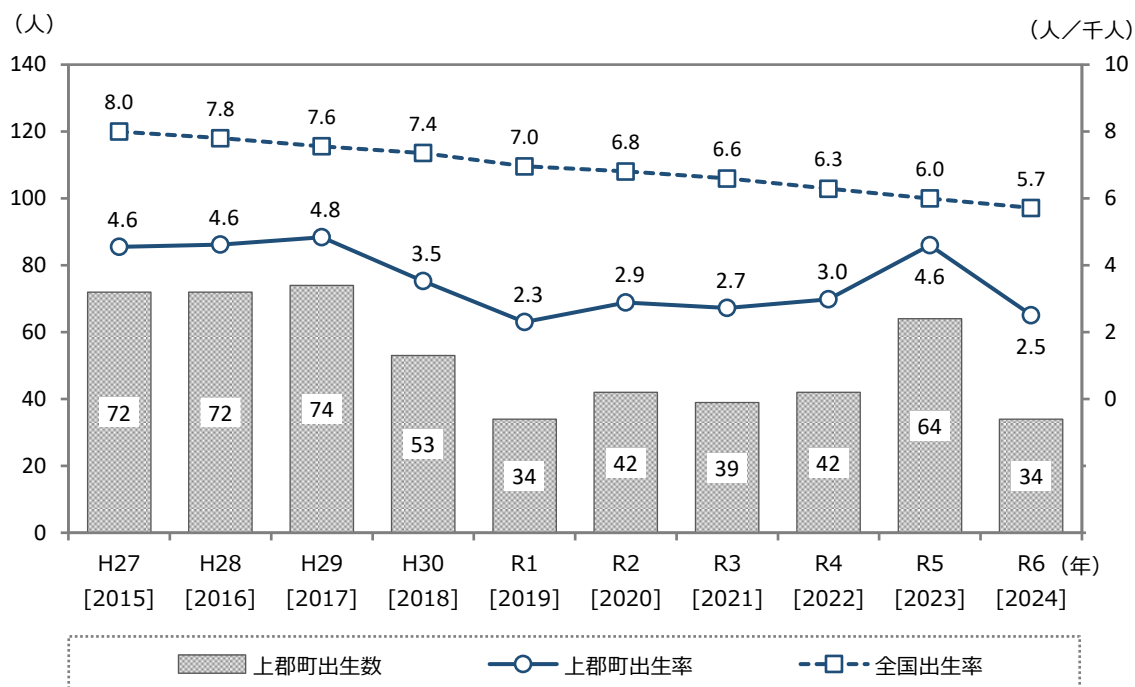


資料：国勢調査（総務省）

(3) こどもの状況

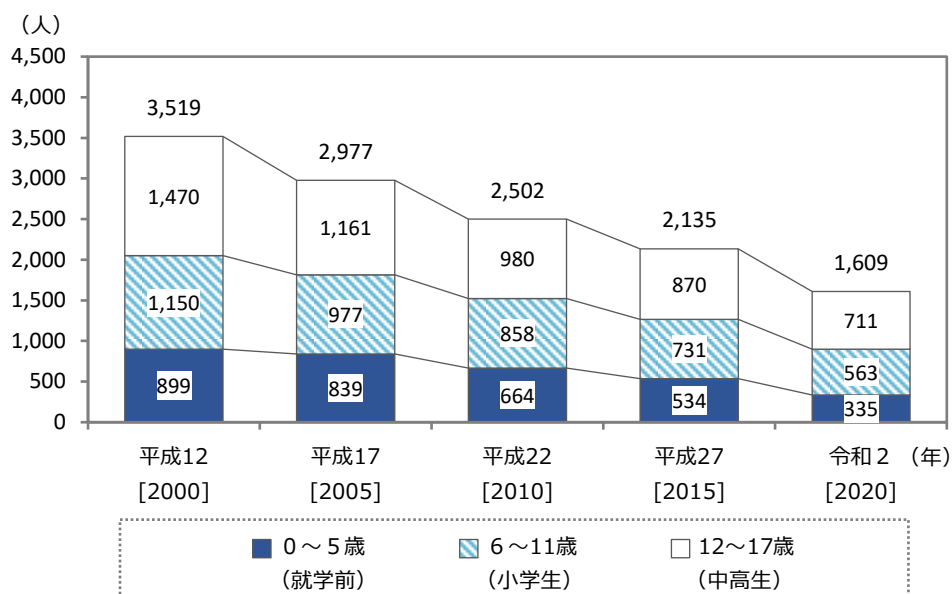
本町の人口 1,000 人当たりの出生率は全国及び県と比較して低い位置で推移しており、出生数は令和 6 年には 34 人となっています。また、本町のこどもの人口は、令和 2 年には 20 年前の平成 12 年と比べて半分以下に減少しています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

■こどもの人口の推移

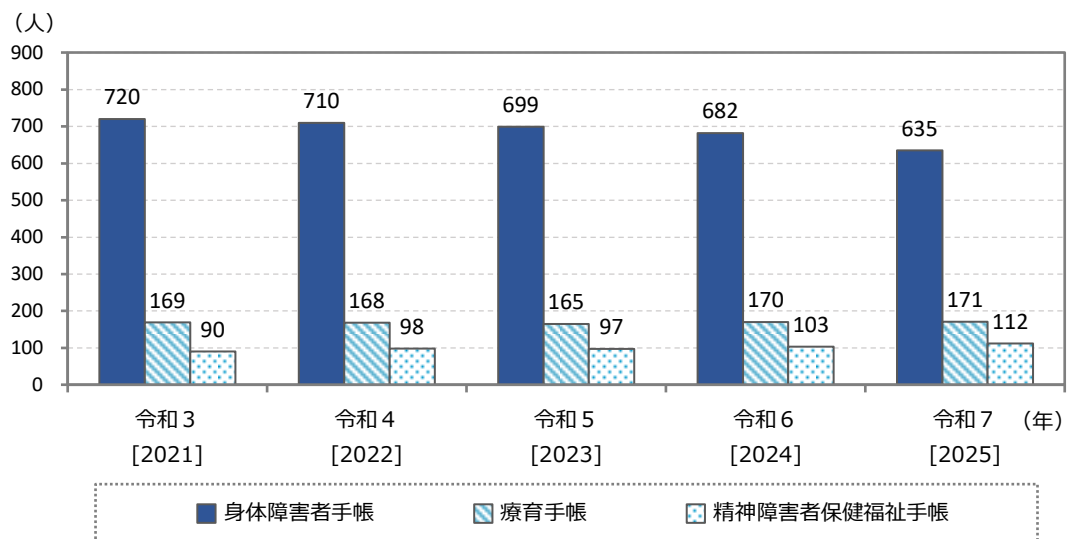


資料：国勢調査（総務省）

(4) 障がいのある人の状況

本町の障がい者手帳所持者数について手帳別の状況を見ると、身体障がい者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者は横ばい、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加で推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



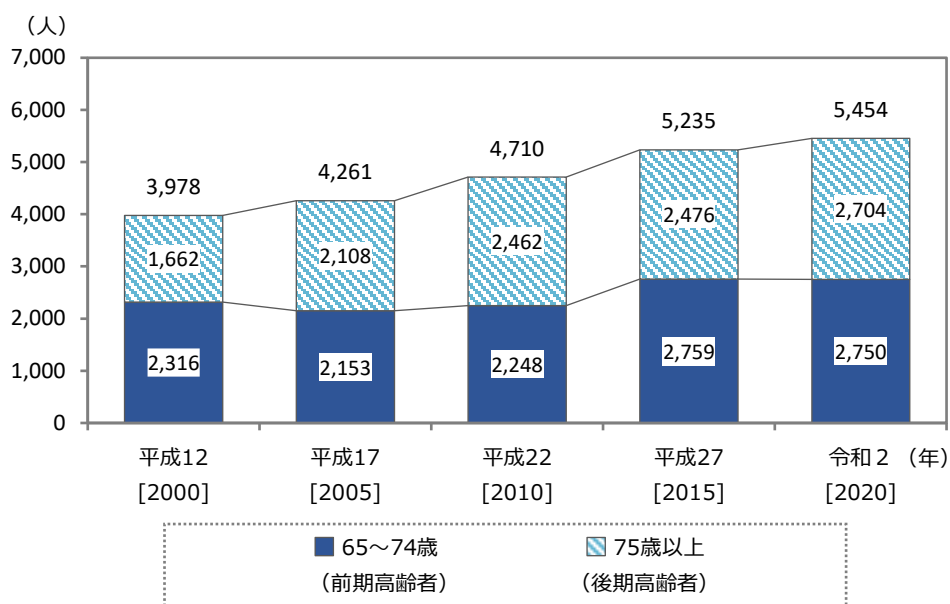
資料：上郡町 ※各年 3 月 31 日現在

(5) 高齢者の状況

本町の高齢者の総数は増加で推移しており、特に75歳以上の後期高齢者数の増加が顕著な状況となっています。

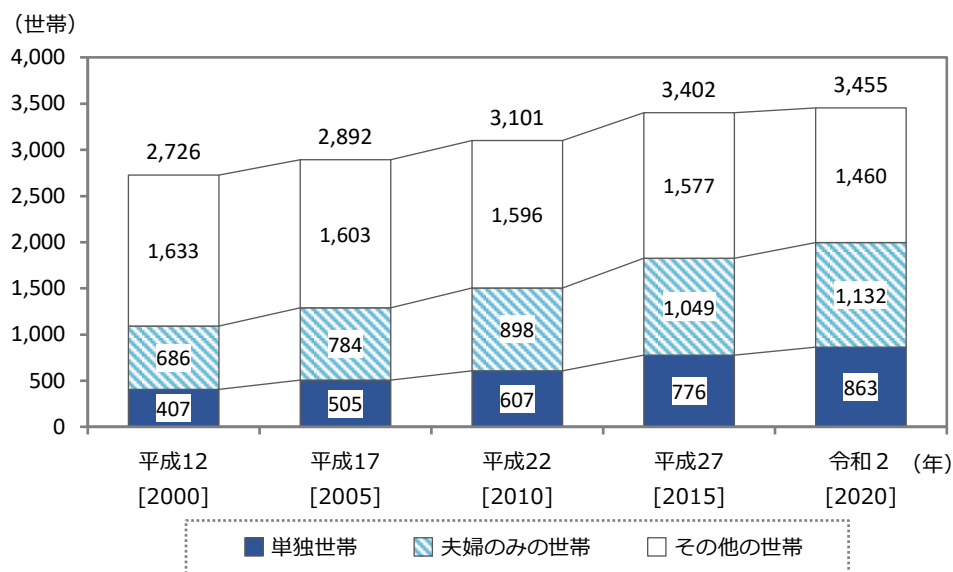
また、高齢者のいる世帯の総数は増加で推移しており、特に単身世帯（独居高齢者）及び夫婦のみの世帯（高齢者夫婦のみ世帯）の増加が顕著な状況となっています。

■高齢者数の推移



資料：国勢調査（総務省）

■高齢者のいる世帯の推移

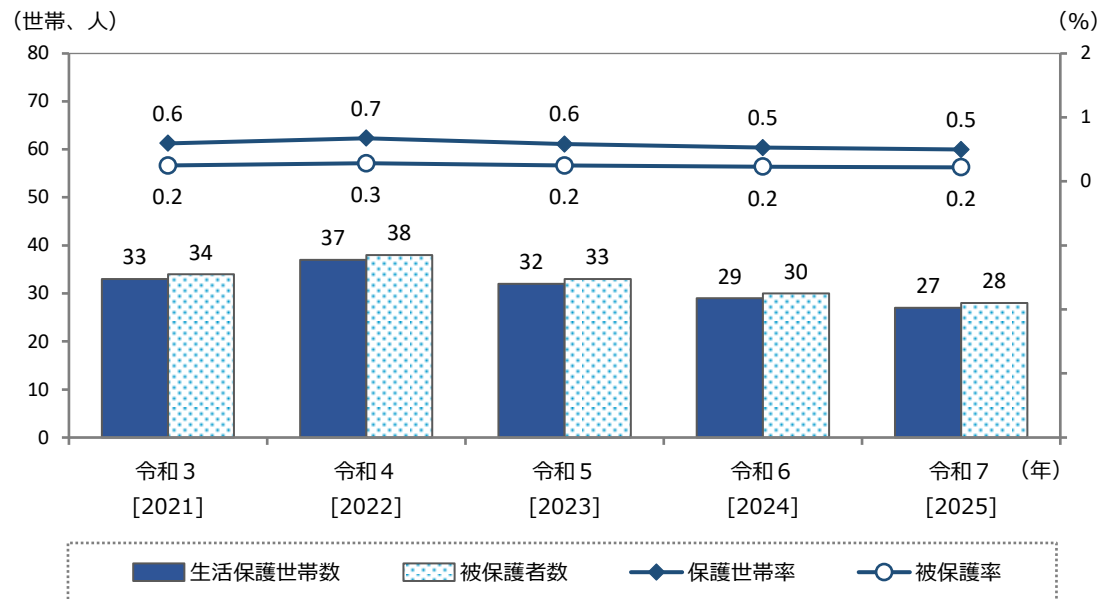


資料：国勢調査（総務省）

(6) 生活保護等の状況

本町の生活保護の状況を見ると、生活保護世帯数・被保護者数ともに、令和4年以降は減少で推移しています。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移



資料：上郡町 ※各年3月31日現在

2. 関係団体調査から見る課題

本計画の策定に際し、本町で活動する児童福祉団体、障がい者福祉団体、高齢者福祉団体等に対して、福祉に関する考えや意見をうかがいました。

■住民の多様な困りごとを受け止めて支援する包括的な体制について

地域に見られる課題	・福祉、教育、医療、行政等の関係機関の連携強化。 ・相談窓口の周知不足。 等
課題解決に向けた取組	・医療、福祉、教育、行政等の関係機関が協力して情報を共有し、支援が分断されない仕組みを作る。 ・支援が届きにくい家庭に対して、訪問や電話相談等、アウトリーチによる支援活動を強化する。 等

■助け合いや支え合いを推進する地域コミュニティのあり方への支援について

地域に見られる課題	・高齢者、子育て家庭、若年層等の多世代が交流する場の提供。 ・住民活動の担い手の高齢化や固定化。 ・地域活動に関する情報の周知不足。 等
課題解決に向けた取組	・地域住民が気軽に集まれる場を作り、多世代間の交流を促進する。 ・地域活動の担い手やボランティア等への理解と育成を促進する。 ・情報が必要な方に届く提供体制を構築する。 等

■「成年後見制度」の利用について

地域に見られる課題	・成年後見制度に関する理解不足。 ・成年後見に関する相談窓口の周知不足。 等
課題解決に向けた取組	・住民に対する理解を促進するため広報・周知に努める。 ・関係機関の連携による相談支援体制を強化する。 等



《分野横断的に共通する課題》

- ◆地域福祉を推進する関係機関の情報共有・連携の強化
- ◆住民同士のつながりの再構築
- ◆住民ニーズに応じた情報提供体制の強化

3. 福祉関連計画から見る課題

本町の福祉関連計画において取り組むべき課題として挙げられていることについて、次のとおり整理します。

1	高齢者分野の主な課題 ※「第9期かみごおり高年福祉計画」より
●地域包括ケアの強化	●健康づくりと介護予防の推進
●認知症に対する総合的な支援	●尊厳ある自立した日常生活のための支援
●生活安全対策の推進	●社会参加の機会や移動手段の確保
●介護保険サービスの質の確保	

2	障がい者分野の主な課題 ※「第4次上郡町障がい者計画」より
●相談・情報提供体制の整備	●障がいに対する理解と交流の促進
●保健・医療体制の確保	●災害時、緊急時の支援体制の整備
●年金、手当等の経済的支援	●バリアフリー化・ユニバーサルデザイン ^(※) 化の推進
●障がいの状態や程度に応じた就労支援と就労環境の確保	
●障害福祉サービスの質の確保	

3	こども分野の主な課題 ※「かみごおり こども・若者まんなかプラン」より
●こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進	
●こども・若者の居場所づくりと安全・安心の確保	●母子保健の推進
●障がいのあるこどもへの支援	●配慮が必要な子育て家庭への支援
●教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	



《分野横断的に共通する課題》

- ◆包括的な相談支援体制の強化
- ◆高齢者、障がい者、こどもの人権尊重と権利擁護
- ◆安心して暮らせる生活環境の整備
- ◆各福祉サービスの提供体制の確保

4. 本計画で取り組むべき主な課題

分野横断的に共通する課題や本町の現状を踏まえ、本計画で取り組むべき主な課題について、以下のとおり示します。

（１）助け合い・支え合いによる地域福祉活動の活性化

本町は地域住民同士のつながりが強い地域性が見られますが、年々人口減少と少子高齢化が進むことで、地域活動の担い手不足や、世代をこえた人づきあいの減少等、地域の支え合いの基盤が弱まってきている状況が見られます。

地域の人と人とのつながりが弱まる傾向にある中、地域住民に対して地域福祉の意識醸成を図るとともに、関係性を再構築する取組（交流・親睦の場や機会の提供等）や、地域活動の担い手づくり、ボランティア活動への支援にも取り組み、町全体で地域福祉課題の解決に向けた取組が進められるように努める必要があります。

（２）関係機関との連携による包括的な相談支援体制の整備

本町では、高齢者、障がいのある人、こどもをはじめとする各福祉サービスに関して、様々な媒体による情報提供や、各窓口・関係機関等における相談支援を行っていますが、老老介護、ダブルケア、ひきこもり、経済的困窮や、サービスや制度の対象外等、複雑化・複合化する悩みや困りごとを抱える世帯も見られるようになってきました。

このため、福祉関連の各窓口・関係機関等において、分野を問わず相談を受け付け、必要性に応じて各専門機関と連携し、課題解決に向けた適切な支援へとつないでいく包括的な相談支援体制の整備が求められます。

（３）各種制度や福祉サービス等の利用促進

本町では、高齢者、障がいのある人、こどもをはじめとする各種制度や福祉サービス等に関して、医療、福祉、教育、行政等の関係機関や事業者等により提供体制の確保に取り組んでいます。

引き続き各種制度や福祉サービス等を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、各福祉サービスや制度に関する周知を継続して行い、各種制度や福祉サービス等の支援を必要とする人や世帯が、適切な制度や福祉サービス等を利用できる体制づくりを進める必要があります。

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

◆本計画の基本理念◆

**心豊かに生き生きと一人ひとりが輝くまち
かみごおり**

本町では、住民一人ひとりが主体となって互いの基本的人権を尊重し、安心して生き生きと豊かな心を育み、健康で明るく暮らすことができる福祉のまちづくりを目指し、昭和41年に「福祉都市」を宣言しています。

本計画では、本町の「福祉都市」宣言の精神に基づき、「心豊かに生き生きと一人ひとりが輝くまち かみごおり」を基本理念に掲げ、住民がいつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現に向けた動きを進めます。

高齢化の進行等による本町の状況や社会情勢の変化、ライフスタイルの多様性により、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化している現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、多様な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

この基本理念のもとに、住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、一人ひとりの人権が尊重され、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりを目指して、持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 助け合い・支え合いで心豊かなまちづくり

人口減少、少子高齢化、核家族化に加え、個人の価値観の多様化により、地域で互いに助け合い支え合う機能が弱まってきています。

本町では、住民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化や様々な団体との連携強化を図り、全ての住民が相手のことを考えて助け合い支え合える心豊かなまちづくりを目指します。

基本目標2 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な悩みや困りごとに対応する包括的な相談支援体制を構築するとともに、福祉サービスや様々な制度等を必要とする人が適切に利用できるよう、分かりやすい情報提供と福祉サービス提供体制の確保等を図っていきます。

また、公共施設や道路・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、公共交通等の移動手段の確保により、誰もが生き生きと暮らしやすいまちづくりを進めます。

さらに、生涯にわたって健康的で自立した生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防等に努めます。

基本目標3 思いやりによる安全・安心のまちづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、配慮が必要な方をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進や地域安全の確保、再犯防止の推進、こどもから高齢者までの交通安全対策等に取り組みます。

また、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯等を把握する中で、関係機関において個別課題を共有し、適切に対応できるように努めることで、住民一人ひとりの思いやりを行動につなげられる安全・安心のまちづくりを進めます。

3. 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

◆計画の基本理念◆

心豊かに生き生きと一人ひとりが輝くまち
かみごおり

基本目標	施策
1 助け合い・支え合いで 心豊かなまちづくり	1－1 地域福祉の意識向上
	1－2 地域福祉の担い手の育成
	1－3 関係機関・団体との連携強化
2 誰もが生き生きと 暮らせるまちづくり	2－1 相談支援体制の推進
	2－2 情報提供の推進
	2－3 福祉サービス提供体制の確保
	2－4 誰もが住みやすい環境づくり
	2－5 生涯にわたる健康づくり
3 思いやりによる 安全・安心のまちづくり	3－1 緊急・災害時の支援体制づくり
	3－2 権利擁護の推進
	3－3 安全・安心な地域づくり
	3－4 様々な困難を抱える人への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 助け合い・支え合いで心豊かなまちづくり

1-1 地域福祉の意識向上

地域住民が幸せや豊かさを実感して人生を過ごせるよう、学校教育での福祉教育や生涯学習活動等により、地域福祉の意識向上に向けた取組を進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇地域福祉に関する理解を深め、関心を持ちます。 ◇地域や近所付き合いの中で、困っている人がいたら、互いに助け合い、支え合えるように努めます。 ◇地域福祉に関する学びの機会に積極的に参加します。
地域活動 (互助・共助)	◇住民同士の交流のための行事や活動を活発化します。 ◇地域福祉、人権等に関わる自主的な学習機会づくりに努めます。
町 (公助)	(1) 福祉に関する学びの場づくり ◆上郡町社会福祉協議会、社会福祉法人愛心福祉会、町内各小学校・中学校等が協力して、点字、手話、車いす、アイマスク等の体験及び施設利用者等との交流を通して障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。 ◆生涯学習活動として、地域福祉や人権に関する講座を実施して福祉教育の場の提供に努めます。
	(2) 世代間交流の促進 ◆学校・認定こども園の行事等に高齢者も参加することで世代間交流を推進し、こどもから高齢者まで互いを思いやる気持ちを育みます。
	(3) 人権尊重の社会づくり ◆学校等における人権教育により、児童生徒に身のまわりの人権課題について理解を深め、豊かな人権意識と実践的態度を養います。 ◆「人権のつどい」、「人権教育研究大会」等の人権に関する講演会を実施し、人権意識を広く住民に啓発します。 ◆人権啓発作品のケーブルテレビでの放映・貸し出しや広報等を利用した情報発信により、人権啓発に努めます。

1-2 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会と連携して、幅広い年齢層がボランティアに参加できるきっかけづくりを支援し、住民の能力や奉仕の心をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇ボランティア活動に興味を持ち、参加するようにします。 ◇住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。
地域活動 (互助・共助)	◇社会福祉協議会を中心に、地域住民に対してボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知したりする機会づくりに努めます。 ◇事業者や施設とボランティア活動に関する連携を図ります。
町 (公助)	(1) 社会福祉協議会との連携 ◆社会福祉協議会と連携し、広報紙やホームページ等による身近なボランティア活動等を周知します。 ◆社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座を開催したり、各種研修会への参加を促進して、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。
	(2) ボランティア活動への支援 ◆地域における介護予防の推進のため、介護支援ボランティアの育成に努めます。 ◆登下校の見守りや学習支援、ゲストティーチャー等、様々なボランティアの方々との連携を図り、地域の教育力を学校教育に積極的に取り入れます。 ◆聴覚障がい者のための手話通訳者の養成や視覚障がい者のための音訳ボランティアの活動を支援します。

1-3 関係機関・団体との連携強化

民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO^(※)等との連携を強化し、地域福祉活動の活性化に向けた取組を進める必要があります。そのため、本町の担当部署及び専門職や関係機関・団体が連携して、地域福祉活動の体制づくりに取り組みます。

各主体が取り組む主要内容	
地域住民 (自助)	◇地域福祉に関係する活動を行う関係機関・団体に対して、理解を深めます。
地域活動 (互助・共助)	◇各種団体や社会福祉協議会等は地域福祉活動の支援を行います。
町 (公助)	(1) 連携による地域支援体制の構築 ◆第1層地域支え合い推進協議体（上郡町全体）により、福祉・医療・行政の関係者、自治会や民生委員の代表者等が集まり、地域福祉に関する情報や課題を共有します。 ◆第2層地域支え合い推進協議体（旧小学校区域）により、第1層協議体より地域に密着した活動を行うとともに、第2層協議体の推進員や関係機関・団体と連携して地域課題の解決に向けて取り組みます。
	(2) 専門職による様々な支援と連携 ◆地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターが、困っている人とボランティア等とのマッチングや、いきいき百歳体操の立ち上げ支援等を行います。 ◆地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が認知症に関する相談対応を行うとともに、必要なケースについては、認知症サポート医と複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームが個別の受診勧奨や本人へのサポート等、初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、認知症の初期支援の推進を図ります。

基本目標２ 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

２－１ 相談支援体制の推進

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、町の相談窓口、社会福祉協議会、各専門相談機関の連携と機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を推進します。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇悩みや困りごとがあるときは一人で抱え込まずに、家族をはじめ、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会等へ相談するようにします。
地域活動 (互助・共助)	◇地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困りごとを把握するとともに、深刻な悩みや困りごとの場合は町の相談窓口や社会福祉協議会、専門機関等へ相談をつなぐようにします。
町 (公助)	(１) 包括的な相談支援体制の推進 ◆地域包括支援センター(国保介護支援課内)、こども家庭センター(健康福祉課内)、障がい者相談支援センター、社会福祉協議会等において相談者の属性・世代・相談内容に関わらず相談を受け止め(一次相談)、情報や課題を共有して適切な支援へとつなげます。 ◆生活課題が複雑化・複合化して対応が難しいものや多機関の調整が必要なケースについて、多機関協働(二次相談)につなぎ、町の関係課や関係機関等と連携を密にして、包括的で継続した支援を行います。
	(２) 地域における相談支援体制 ◆民生委員・児童委員、福祉委員等が、地域における身近な場で住民の相談ごとに応じるとともに、必要な場合に適切な支援につなげます。 ◆高齢者、こども、障がいのある人、子育て世帯等、地域住民が孤立せずに安心して過ごせる「場」や「空間」を地域全体で作り出す取組を行います。
	(３) 就学前及び学校における相談支援体制 ◆妊娠期から子育て期の家庭に対して、こども家庭センターに配置している保健師・家庭相談員等の専門職が様々な相談支援を行います。 ◆小・中学校に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより、児童生徒等からの様々な相談を受け付け、児童生徒やその家庭への発達・学習面・心理面における支援を行います。

2-2 情報提供の推進

広報紙やホームページ等の各種媒体により、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の分かりやすさへの配慮や、関係団体・機関と連携した多様な媒体による情報提供に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇福祉の情報に関心を持つようにします。 ◇どのような相談窓口がどこにあるのかを把握するようにします。
地域活動 (互助・共助)	◇行政が発信する情報が地域住民に行き届くように協力します。 ◇高齢者や障がい者、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方に対して、福祉に関する情報が適切に届くように配慮します。
町 (公助)	(1) 福祉関連の情報発信 ◆広報紙やパンフレット、ホームページ等について、見やすく分かりやすい紙面となるよう努めるとともに、各種制度に関することや地域の情報、イベント等、住民が必要とする様々な情報提供に取り組みます。
	(2) 必要とされる方に情報が届く体制づくり ◆広報紙やパンフレット、ホームページ等について、高齢者や障がい者等の情報弱者になりやすい方もできる限り分かりやすく利用しやすいよう配慮します。 ◆社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体と連携し、高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている住民に情報が行き届くよう努めます。
	(3) 相談窓口の周知 ◆広報紙やホームページ等に相談窓口を掲載し、住民に対して相談窓口の周知を図ります。

2-3 福祉サービス提供体制の確保

本町の高齢者、障がい者、こども等の各種福祉計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、各福祉サービス提供体制の確保に努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇福祉サービスの利用者(受け手)としてだけでなく、助け合い・支え合いの精神で住民それぞれができる役割を考えます。
地域活動 (互助・共助)	◇高齢者や障がい者、妊産婦やこども・子育て世帯等、配慮が必要な方に対して理解を深め、必要に応じた支援を行います。 ◇福祉サービス事業者は住民ニーズに応じた適切なサービスを提供できるように努めます。
町 (公助)	(1) 高齢者への福祉サービスの確保 ◆医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進のため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。 ◆介護予防・重度化防止に資する取組や在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービス提供体制の確保に努めます。
	(2) 障がいのある人への福祉サービスの確保 ◆障がいの程度や状態、ライフステージに応じた適切な支援のため、障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。
	(3) こども・子育て支援サービスの確保 ◆こどもの健やかな成長を目指す保育・教育と子育て家庭への支援を行うため、こども・子育て支援に関する各施策や、就学前児童への教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等のサービス提供体制の確保に努めます。

2-4 誰もが住みやすい環境づくり

公共施設の改築・改修や道路・歩道の整備等においてバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、自家用車以外の移動手段の確保等により、それぞれの地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇家族の誰もが安全・安心に暮らせるよう、バリアフリー等、必要に応じた住宅改修に努めます。 ◇運行維持のため、公共交通機関を積極的に利用します。
地域活動 (互助・共助)	◇自治会等において、今後、地域にどのような環境づくりが必要かを話し合います。
町 (公助)	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ◆「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等の整備・改修の際は、全ての人が利用しやすい視点に立ってバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
	(2) 移動手段の確保 ◆町内を運行するコミュニティバス（愛のり号）や予約型乗合タクシー（ほほえみタクシー）、上郡町と赤穂市を結ぶ圏域バス（ていじゅうろう）、上郡町とたつの市を結ぶ圏域バス（てくてくバス）等を運行します。 ◆通院や日常の買い物等に移動手段がなく外出が困難な高齢者や障がいのある人等に対して、タクシー運賃を助成する上郡町外出支援サービス事業を実施します。

2-5 生涯にわたる健康づくり

「上郡町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策推進計画」に基づいて、栄養・食生活、運動、飲酒、喫煙、こころの健康、口腔衛生等に関する情報発信とライフステージに応じた相談・指導等を実施し、住民の自主性に基づく健康的な生活習慣の確立に取り組みます。

また、高齢になってもできるだけ要介護状態にならないよう、介護予防に関する取組を推進し、住民が生涯にわたりできるだけ健康で自立して暮らせる環境づくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇町が実施する特定健診やがん検診について、積極的に受診します。 ◇生涯にわたり健康を保持できるよう、常日頃から食生活、運動、生活習慣等に気をつけます。
地域活動 (互助・共助)	◇自治会や関係団体等で連携して、地域での健康づくりや介護予防に関する取組を実施します。 ◇高齢者や障がい者等で家に閉じこもりがちな方に対して、地域での健康づくりや介護予防に関する取組に対する参加を促します。
町 (公助)	(1) 心身の健康に関する取組 ◆住民自身がライフステージに応じた食事・運動・休養等の生活習慣の改善に努められるよう支援するとともに、もし生活習慣病を発症しても生活の質を維持できるよう重症化予防の取組を推進します。 ◆受診勧奨や健診(検診)の周知、受診方法等の内容の充実により、乳幼児健診、町ぐるみ健診、がん検診等を推進します。 ◆「円心ウォーク百万歩運動」や「モロげんきくん健康ポイント制度」により、主体的な健康づくりを促進します。 ◆心の健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気等に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業等と連携し、相談等のサポート体制の充実を図ります。 (2) 介護予防に関する取組 ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことにより、生涯にわたる健康づくりから高齢期における介護予防へスムーズに移行できるよう努めます。 ◆健康づくり教室、介護予防教室等の開催や、いきいき百歳体操等の自主的な活動等、住民が参加できる機会をつくれます。 ◆地域における介護予防の推進のため、介護支援ボランティアの育成に努めます。

基本目標3 思いやりによる安全・安心のまちづくり

3-1 緊急・災害時の支援体制づくり

地域での助け合い・支え合いにより日頃から配慮が必要な方を見守るとともに、災害時には情報共有による要支援者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障がいの状況等により配慮が必要な方のための福祉避難所の確保や、高齢者等の緊急対応の体制づくりに努めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握します。 ◇防災学習や防災訓練等に積極的に参加します。 ◇常日頃からハザードマップの確認や災害に関する情報収集を心がけ、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきます。
地域活動 (互助・共助)	◇自主防災組織^(※)を中心に、防災学習や防災訓練等に取り組みます。 ◇町や福祉サービス事業者等と連携して、いざというときには高齢者や障がい者等、配慮が必要な方への支援に協力します。
町 (公助)	(1) 地域防災体制の促進 ◆自主防災組織の強化により、地域住民が互いに災害時の救助活動を行えるよう、地域防災力の向上を支援します。 ◆住民一人ひとりが防災に関心を持ち、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、広報紙やホームページ、ハザードマップ、研修会等により、防災知識の普及啓発に努めます。
	(2) 緊急・災害時に配慮が必要な方への対応 ◆大規模災害の初動時に支援が必要な方の避難誘導や安否確認が行えるよう「避難行動要支援者名簿」の登録を促進します。 ◆災害対策基本法の改正により避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされたことから、上郡町地域防災計画に沿って「個別避難計画」の作成を進めます。 ◆ひとり暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸し出す「安心見守りコール事業」や、緊急時に必要な情報等を保管する「救急医療情報キット」、救急車を呼ぶかどうかの判断を相談できる「救急安心センター事業(#7119)」等により、緊急対応がスムーズに行えるように努めます。
	(3) 福祉避難所の確保 ◆高齢者や障がいのある人等の避難所での生活について配慮するとともに、福祉避難所の確保や必要とされる物品等の備蓄に努めます。

3-2 権利擁護の推進

配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・こども等への虐待防止に向け、通報・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。また、成年後見制度の利用促進等により、判断能力が不十分な方の権利擁護に努めます。

各主体が取り組む主要内容	
地域住民 (自助)	◇日常生活において周囲の虐待や暴力を気にかけて、虐待や暴力の疑いのある場合は町の相談窓口や警察等の専門機関に相談します。
地域活動 (互助・共助)	◇地域活動の機会を用いて虐待や暴力に関する広報・啓発や情報提供を行い、あらゆる虐待や暴力の防止に努めます。 ◇認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対して成年後見制度の利用を相談するよう、町の相談窓口等につなぎます。
町 (公助)	(1) 虐待防止の推進 ◆高齢者、障がい者、こども等への虐待事案に対し、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携、情報共有と相談支援に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。
	(2) 成年後見制度の利用促進 ◆成年後見制度について広報・周知するとともに、健康福祉課、地域包括支援センターや西播磨成年後見支援センターにおいて権利擁護に関する相談に応じ、必要な方への利用支援を行います。 ◆制度を利用したくても本人・親族申立てが困難な場合や、申立ての経費や成年後見人等の報酬負担軽減のため、申立ての支援や費用の助成等を行います。
	(3) 地域連携ネットワークの機能強化 ◆西播磨成年後見支援センターを中心に地域連携ネットワークによるコーディネートが機能するよう、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念の共有とそれぞれの役割を発揮し、連携・協力する関係を推進します。

3-3 安全・安心な地域づくり

日常からのあいさつや声かけをはじめ、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の情報把握等により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、見守り活動に努めます。

また、多様化・巧妙化する犯罪等の未然防止のため、地域ぐるみの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策に取り組むとともに、交通事故が無くなることを目指して交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進めます。

さらに、犯罪をした者等に対する理解促進と再犯防止に向けた取組を推進することで、安全・安心な地域づくりを進めます。

各主体が取り組む主な内容	
地域住民 (自助)	◇日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、互いのことを気にかけるようにします。
地域活動 (互助・共助)	◇自治会や民生委員・児童委員、高年クラブ、消防団等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者に対する見守りを行います。 ◇こどもの安全・安心のため、住民が主体的に見守り活動を行います。
町 (公助)	(1) 地域における日常の見守り ◆地域住民や民生委員・児童委員等による見守り活動、学校と地域が連携した登下校の見守り等、身近な地域における見守り活動の取組を促進します。
	(2) 地域安全の確保 ◆詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう広報紙・ホームページ等での周知や出前講座等による啓発に努めるとともに、問題が生じた場合には、警察や西播磨圏域の消費生活センター等と連携して対応します。 ◆交通安全教育や啓発活動等により交通事故防止や交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路の安全確保や危険箇所の整備を進めます。
	(3) 再犯防止に関する取組 ◆犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」等を通じて、犯罪予防・再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ◆更生保護関係の支援者・団体や関係機関と連携し、犯罪をした者等への立ち直りのための相談や就労支援等を行います。

3-4 様々な困難を抱える人への支援

誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携により各世帯や一人ひとりの状況を把握し、課題に対する必要な支援が行き届くように努めます。

各主体が取り組む主要内容	
地域住民 (自助)	◇日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
地域活動 (互助・共助)	◇地域組織や関係者において、支援を必要とする方への支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
町 (公助)	(1) 制度の狭間等への対応 ◆生活困窮者自立支援制度を利用する中において、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、関係機関と連携して対象者を制限しない包括的な相談を行い、住まいや就労、経済面等に関する支援につなげるようにします。
	(2) 自立支援や経済的支援 ◆就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、関係機関と連携して様々な制度や事業を活用しながら自立に向けた就労支援や経済的支援につなげるようにします。 ◆低所得者世帯等に対する経済的支援につなげるようにします。
	(3) ひきこもり等への支援 ◆長期ひきこもりの状態にある人等、支援につながることが難しい人の場合、継続的支援事業（アウトリーチ等）を通じて、本人と関係性を構築しながら関係機関と連携して支援します。
	(4) 不登校の児童生徒への支援 ◆不登校傾向のある児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員を配置し、不登校の未然防止・早期対応に取り組みます。
	(5) こどもの貧困解消に向けた対策 ◆家庭環境や経済的理由によりこどもの成長が妨げられないよう、教育支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1. 重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨

社会福祉法第106条に規定する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために必要な支援体制に関する具体的な事項について定めるものです。計画の策定にあたり、地域における関係機関や各種団体等と連携する機会を設けることにより、地域における生活課題を踏まえ、事業実施の理念や目指す方向性について認識の共有を図るように努めます。

本町では重層的支援体制整備事業として「上郡町まるごと総合相談事業」を実施することにより、従来の相談支援や地域づくり支援等の拡充につなげ、アウトリーチを含む早期的な対応や伴走型の支援を行い、多様で複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止められる相談支援体制を構築します。

2. 上郡町まるごと総合相談事業（重層的支援体制整備事業）について

本町の包括的な支援体制を整備するため、「上郡町まるごと総合相談事業」の実施により、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

「上郡町まるごと総合相談事業」について、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

（1）包括的相談支援事業

障がい、介護、育児、ひきこもりや8050問題等、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、様々な地域生活課題に対して包括的な相談支援を行います。

○地域包括支援センター（国保介護支援課内）、こども家庭センター（健康福祉課内）、障がい者相談支援センター、社会福祉協議会等において相談者の属性・世代・相談内容に関わらず相談を受け止め（一次相談）、情報や課題を共有して適切な支援へとつなげます。

○生活課題が複雑化・複合化して対応が難しいものや多機関の調整が必要なケースについて、多機関協働（二次相談）につなぎ、町の関係課や関係機関等と連携を密にして、包括的で継続した支援を行います。

（2）参加支援事業

生活上の困りごとを抱えた人や孤立しがちな人等が、地域のつながりの中で自立した生活が送れるよう、社会参加を支援します。

- 事業利用者のニーズを踏まえたマッチングや支援メニューをつくります。
- 個人への相談支援にとどまらず、地域活動と協働することで、本人が活躍できる場や資源の新たな開発等、地域支援につながる参加支援に取り組みます。

(3) 地域づくり事業

こども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、住民と地域の多様な活動やつながりが生まれる環境の整備を推進します。

- 地域福祉ネットワーク会議により、地域住民等と支援関係機関のネットワークを整備するため、多分野の関係者が集い、関係性を深めます。
- 第1層地域支え合い推進協議体（上郡町全体）により、福祉・医療・行政の関係者、自治会や民生委員の代表者等が集まり、地域福祉に関する情報や課題を共有します。
- 第2層地域支え合い推進協議体（旧小学校区域）により、第1層協議体より地域に密着した活動を行うとともに、第2層協議体の推進員や関係機関・団体と連携して地域課題の解決に向けて取り組みます。
- 世代や属性にかかわらず住民同士が交流できる場・居場所の確保に取り組みます。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や、長期間ひきこもりの状態にある人、自身が抱える課題に気づいていない人等、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届く継続的な支援を行います。

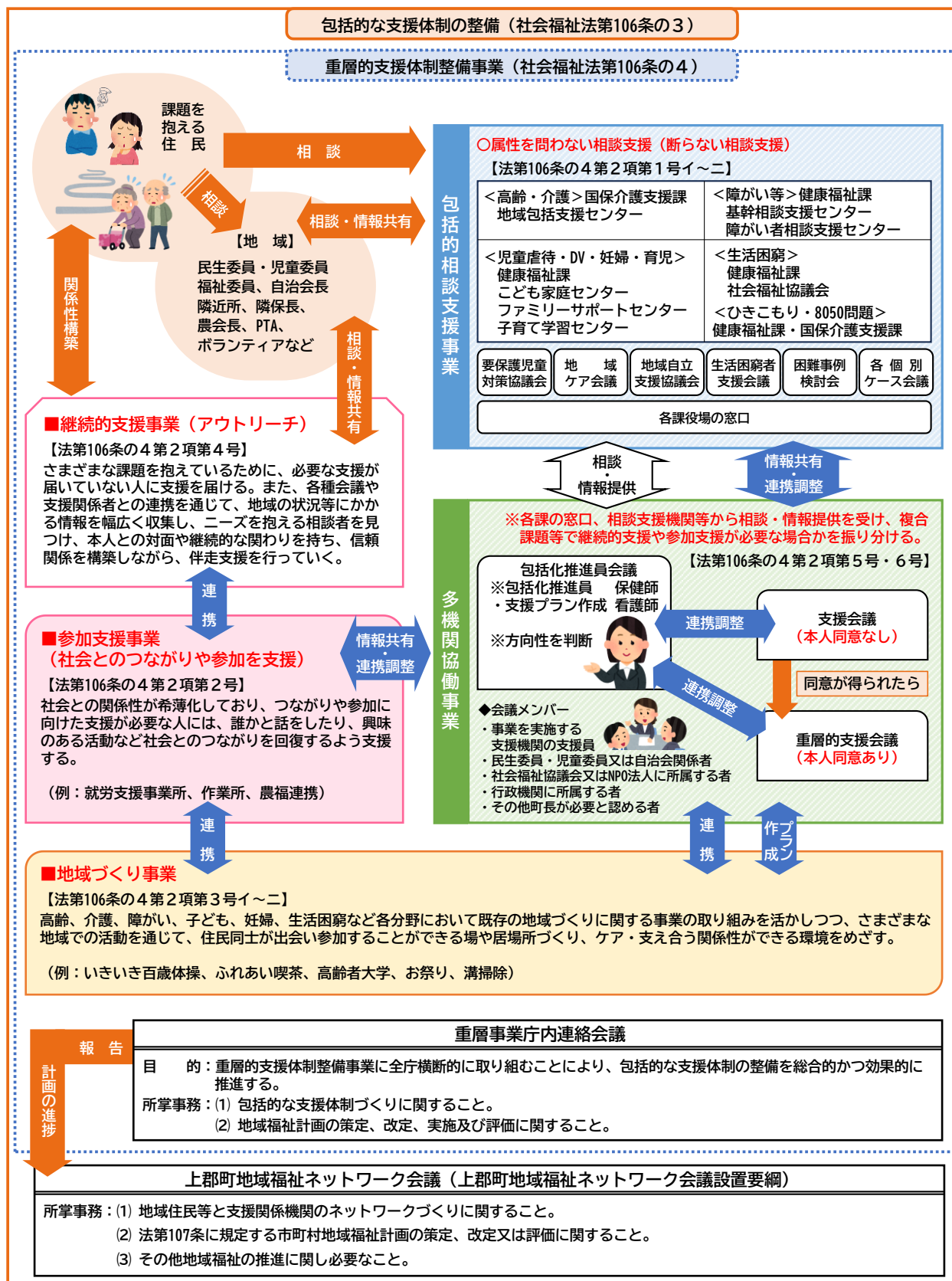
- 民生委員・児童委員をはじめとする住民・活動団体等との連携・協力のもと、情報収集に努めることで、潜在的な支援ニーズや生活課題を抱える人を把握します。
- 訪問や電話相談等のアウトリーチを通じて、対象者本人との関係性の構築に向けた働きかけを行います。

(5) 多機関協働事業

包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関やこども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等の各分野の相談支援機関の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した事例等について、支援の方向性や支援機関における役割分担を整理する調整機能を担います。

- 複雑化・複合化した事例について、関係機関と町全体で包括的な相談支援体制を構築します。
- 支援関係機関の役割分担を図り、事例に対する対応を検討します。
- 重層事業庁内連絡会議を開催して全庁横断的に取り組むことにより、包括的な支援体制の整備を総合的かつ効果的に推進します。

上郡町まると総合相談事業（重層的支援体制整備事業） イメージ図



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現という目的のため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組をさらに進める必要があります。

このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ります。

2. 成年後見制度の現状

(1) 権利擁護に関する相談件数

3市3町（相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）で西播磨成年後見支援センター（たつの市社会福祉協議会内）を設立して、専門的な知識を持った職員が成年後見制度に関するあらゆる相談を受け付けています。また、本町の地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等がそれぞれ権利擁護に係る相談対応の中で成年後見制度利用支援を行っています。

◎権利擁護（成年後見制度）相談件数

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	4	12	12	12	12

資料：上郡町 ※各年3月31日現在

(2) 成年後見制度の利用状況

本町では平成24年3月に「上郡町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定めており、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の要支援者が自立した日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用を支援します。

◎町長申立て件数

（単位：件）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
類型	後見	1	1	1	1	1
	保佐	0	1	0	0	0
	補助	1	0	0	0	0

資料：上郡町 ※各年3月31日現在

3. 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が利用できるために、制度の周知と普及、地域の支援者や関係機関、司法専門職による地域連携体制の充実、本人を中心とした成年後見人等も構成員となる権利擁護支援チームへの支援が必要です。このような地域連携ネットワークを整備する中核機関のコーディネート機能の強化と連携・協力関係の推進を図ります。

(1) 成年後見制度の周知と普及

権利擁護支援に関する相談窓口であり、地域連携ネットワークのコーディネートを行う西播磨成年後見支援センターを中核機関として、広報や研修会等を通じて制度の周知と普及を図ります。

(2) 地域連携ネットワークによる権利擁護支援チームへの支援

次の各場面に応じ、協議会を構成する福祉・行政・法律専門職等が連携して各支援を行います。

場面1：成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援として、各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつながを行います。

- ・ 本人や関係者からの相談対応・制度説明
- ・ 権利擁護支援ニーズの精査
- ・ 成年後見制度の適切な利用の検討（支援調整会議の開催を含む）
- ・ 本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなが

場面2：成年後見制度の申立ての準備から後見人の選任まで

権利擁護支援チームの形成支援として、西播磨成年後見支援センターが、専門職等と連携して、権利擁護支援の方針を検討します。そして、その方針に基づき、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくりします。

- ・ 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- ・ 適切な申立ての調整・手続支援
- ・ 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等
- ・ 後見人等の候補者と選任形態の調整（受任調整会議の開催を含む）
- ・ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成

場面3：後見人の選任後

権利擁護支援チームが意思決定支援・身上保護を大切にした本人支援の活動が行えるよう、西播磨成年後見支援センターや専門職が、各種相談支援機関等と役割分担し、課題解決に向けて必要な支援を行います。

- ・ 支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有
- ・ 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- ・ 支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更等の検討・調整

(3) 地域連携ネットワークの機能強化

次の各場面に応じた取組により地域連携ネットワークの機能強化を図ります。

場面1：成年後見制度の利用前

- ・ 権利擁護支援について住民・関係機関への理解の浸透
- ・ 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

場面2：成年後見制度の申立ての準備から後見人の選任まで

- ・ 本人の意向や対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態等を考慮した後見人等の適切な選任
- ・ 権利擁護支援の担い手として活動できる住民の育成
- ・ 町長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

場面3：後見人の選任後

- ・ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透
- ・ 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化
- ・ 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
- ・ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

第7章 再犯防止推進計画

1. 再犯防止推進計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少となりました。ただし、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は47.0%（令和5年）と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人等、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要です。

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、本町では、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、住民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、全ての住民に寄り添い、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

2. 再犯防止に関する取組について

(1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援

ア 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活を安定させることが重要ですが、雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人が少なくないこと等の課題があります。

このため、本町では地域住民への理解のもと、関係機関と連携して、就労支援や自立支援に向けた取組を進めます。

イ 住居の確保

刑務所を満期で出所した人のうち、約4割の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人が2年以内に刑務所に再び入所する割合は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている状況です。

このことから、住まいの確保は安定した生活を送る欠かせない基盤であり、高齢者や障がいのある人、生活困窮者等だけでなく、再犯の防止を図る上でも重要であると認識した取組を進めます。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

ア 高齢者、障がいのある人等への支援等

犯罪をした人等の中の高齢者（65歳以上）について、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後極めて短期間で再犯に至っています。また、高齢者や障がいのある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯防止に向け、保健医療や福祉サービスの利用促進等の支援に取り組むことが重要です。

このような状況を認識しながら、高齢者や障がいのある人、生活困窮者等を含めて、再犯の防止につながる取組を進めます。

イ 薬物依存の問題を抱える人への支援等

覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しています。また、覚醒剤取締法違反により受刑した人の約半数は、出所後5年以内で再び入所しています。薬物事犯者は、薬物依存症者であることが多いため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげる支援が必要と考えられます。

このため、保健医療機関をはじめとする専門機関と連携しながら、犯罪をした人等の再犯防止につながる取組を進めます。

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

近年、全国の高等学校への進学率は約99%と、ほとんどの人が高等学校に進学しますが、少年院入院者の約4人に1人、入所受刑者の約3人に1人が中学校卒業後に高等学校に進学していない状況です。

非行等により通学や進学の希望をかなえられなかった人には、関係機関が連携して修学・復学を支援することが重要となることを踏まえ、学校や地域において青少年の健全育成を進め、非行の未然防止や早期対応を行うことで、犯罪の抑止につながる取組を進めます。

(4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別や属性別に見るとそれぞれに傾向が見られますが、犯罪や非行の内容、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は個別に異なります。

このため、再犯防止への支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて個別の事情を把握することが重要であることから、一人ひとりに適切な支援を実施できるよう取組を進めます。

(5) 民間協力者の活動の促進等

犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司^(※)、兵庫県更生保護女性連盟、協力雇用主等、多くの民間協力者によって支えられています。

このため、民間協力者の活動を支援することをはじめ、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓のための働きかけを進めます。

(6) 地域による包摂の推進

犯罪をした人等が、地域社会の中で孤立することなく自立した生活を送るためには、刑期終了後も、関係機関や民間協力者等が相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が地域の一員として認められ、社会に立ち戻っていくことができる環境づくりを進めます。

(7) 再犯防止に向けた基盤の整備等

再犯の防止等に関する施策を効果的に実施するため、関係機関や民間協力者等との連携体制による広報・啓発活動や地域住民への理解促進等を進めます。

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

本町では、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、警察、消防署、ボランティア団体等と行政が互いに連携し、それぞれの主体的な活動を推進しながら協力して活動を進めることが重要であることを認識して、計画の施策を着実に実行していきます。

(1) 地域住民等との連携

本計画を進めるには、公的なサービスや支援を実施するだけでなく、地域住民、地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等との協働・連携が不可欠です。そのため、地域住民、地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等がそれぞれの立場に応じて地域福祉の担い手として積極的に参画できる環境づくりを進めます。

(2) 福祉サービス事業者との連携

高齢者・障がいのある人・こども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社会福祉協議会と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組めます。

(4) 本町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、警察、消防署、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

2. 計画の評価

本計画の推進にあたり、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

資料編

1. 上郡町地域福祉ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の3第1項の規定に基づき、地域住民等及び支援関係機関との連携により、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するため、上郡町地域福祉ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域住民等」とは、法第4条第2項に規定する者をいう。

2 この要綱において「地域生活課題」及び「支援関係機関」とは、それぞれ法第4条第3項に規定するものをいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域住民等と支援関係機関のネットワークづくりに関すること。
- (2) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定、改定又は評価に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第4条 会議は、委員15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉についての識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員を委嘱後の最初の会議は、町

長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第8条 会議は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（上郡町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱の廃止）

2 上郡町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱（平成30年告示第17号）は、廃止する。

2. 上郡町地域福祉ネットワーク会議 委員名簿

	区分	団体名	委員名	備考
1	地域福祉についての 識見を有する者	NPO 法人いねいぶる 理事長	宮崎 宏興	副会長
2	関係団体等の代表者	上郡町連合自治会 理事	福井 達也	
3		上郡町民生委員児童委員協議会 役員	柴田 ひとみ	
4	医療・福祉関係者	赤穂郡医師会長	大岩 敏彦	会長
5		上郡町ケアマネ部会長	大野 貞美	
6		障害者支援施設 愛心園 園長	中川 義之	
7		上郡町ボランティア協会長	田端 真理子	
8		上郡町社会福祉協議会 事務局長	竹内 盛一郎	
9	教育関係者	上郡中学校 校長	森中 誠	
10	関係行政機関の職員	相生警察署 刑事生活安全課長	深田 真輔	
11		赤穂市消防本部上郡消防署 管理担当課長	小林 弘喜	
13	その他町長が必要と 認める者	赤穂健康福祉事務所 所長	勝山 博信	
14		龍野健康福祉事務所 福祉室長	井川 由香里	

事務局	健康福祉課長	西谷 一徳
	健康福祉課副課長	久須 陽香
	健康福祉課地域福祉係長	山本 亨紀
	国保介護支援課地域包括支援係長	前川 しのぶ

3. 策定の経緯

開催年月日	協議事項等
令和7年6月	関係団体調査の実施
令和7年7月17日	第1回上郡町地域福祉ネットワーク会議 ・計画策定に当たって ・上郡町の現状について ・福祉関連計画から見る課題 等
令和7年11月4日	第2回上郡町地域福祉ネットワーク会議 ・上郡町地域福祉計画内容について ・パブリックコメントの実施について 等
令和7年12月10日から 令和8年1月23日まで	パブリックコメントの実施
令和7年2月24日	第3回上郡町地域福祉ネットワーク会議 ・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について

4. 用語の解説

	用語	解説
ア 行	アウトリーチ	直訳では「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、生活上の課題を抱えながらも援助が届いていない個人や家族に対し、様々な形で必要なサービスと情報を届けること。
	NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。
カ 行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をする事。
	権利擁護	高齢者や障がいのある人等、全ての人が持つ基本的人権を守り、差別的な扱い、虐待その他の人権侵害を受けないように支援すること。また、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がいのある人等の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。
サ 行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会等の地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	セーフティネット	セーフティネットとは「安全網」の意味で、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みのことをいう。
タ 行	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする機関。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

	用語	解説
ハ 行	ひきこもり	ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義され、一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因等が、様々に絡み合って、「ひきこもり」という現象が生まれる。
	保護司	法務大臣からの委嘱を受けて、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。
マ 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、①地域住民の生活状態の把握、②地域住民に対する相談・助言等の援助、③福祉サービスの情報提供、④社会福祉事業者等との連携、⑤行政機関の業務への協力等を行う民間のボランティア。児童委員は、地域の子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う役割があり、民生委員は児童委員を兼ねることとされている。
ヤ 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品等のデザインにおいて、障がいの有無等に関わらず、当初から全ての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に立つもの。

上郡町地域福祉計画

発 行：上郡町

編 集：上郡町健康福祉課

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL：0791-52-1114 FAX：0791-52-6015

発行年月：令和 8 年 3 月

